

令和4年第4回五霞町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和4年12月5日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第60号 五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 日程第 6 議案第61号 五霞町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 日程第 7 議案第62号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第63号 五霞町固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第64号 五霞町議会議員及び五霞町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第65号 五霞町医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第66号 五霞町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第67号 令和4年度五霞町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第68号 令和4年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第69号 令和4年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第70号 令和4年度五霞町水道事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	小野寺 宗一郎 君	2番	黛 丈夫 君
3番	江 森 美佐雄 君	4番	山 本 芳 秀 君
5番	植 竹 美智雄 君	6番	新 井 庫 君

7番 伊藤正子君

8番 宇野進一君

9番 鈴木喜一郎君

10番 樋下周一郎君

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	染谷森雄君	副町長	田神文明君
教育長	森田恵美子君	総務課長	大関千章君
まちづくり 戦略課長	鳩貝浩之君	会計管理者兼 町民税務課長	山下仁司君
健康福祉課長	荒井富美子君	生活安全課長	古郡健司君
都市建設課長	大橋勝君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈沼光行君
上下水道課長	松村聖市君	教育次長	猪瀬英子君

事務局職員出席者

事務局長	田口啓一	書記	田中孝平
		書記	伊藤弘美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（新井 庫君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第4回五霞町議会定例会を開会いたします。
開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

12月に入り寒さも厳しくなってきました。体調には十分注意していただきたいと思
います。

町内においては、10月に小学校の運動会やハロウィンウオーク、11月は文化祭、ふれあ
い祭り、健康福祉まつりなど各種のイベントが行われ、久しぶりに多くの町民の皆さんの元
気な姿を見ることができました。

また、昨日より道の駅イベント広場では、イルミネーションの点灯が始まりました。昨年
以上に素晴らしいイベントになることを期待しております。

そして、各種イベントに携わっていただきました関係者の皆様に対しまして感謝と御礼を
申し上げます。これからも町の活性化に特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき、まことに御苦労さまです。

現在、第8波のコロナ感染拡大が懸念されております。引き続き、感染拡大防止対策を徹
底した上で本定例会を開催させていただきますので、検温、マスクの着用、場内換気など、
皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本定例会には、条例の制定や一部改正、各会計補正予算など11件の議案が提出されてお
ります。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願い申し
上げます。

なお、本定例会開催にあたり、去る11月24日午前10時から議会運営委員会が開催され、
別紙令和4年第4回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので御
報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（新井 庫君）ただいまの出席議員は全員出席の10名であります。

会議は成立しております。

◎町長挨拶

○議長（新井 庫君）ここで町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（染谷森雄君）改めまして、おはようございます。

開会に当たりまして一言御挨拶を述べさせていただきます。

本日は、令和4年第4回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては何かとお忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、傍聴席の皆様にも早朝から大変御苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

先ほど議長のほうからもありましたが、ことしもいよいよ残りあと1カ月ということになりまして、ここ数日、朝晩は大変寒いという体感温度となってまいり、やっと冬到来となってきました。12月となりますと、何かとせわしくなる年の瀬を迎えるわけでございます。

そういう中にありまして、この新型コロナウイルスの流行。これは、第8波に入ったと見られまして、専門家からは年内にも流行のピークが到来し、また、インフルエンザと同時流行する可能性があるという予測をされております。この同時流行に備えるためにも、まずは住民各自、体調管理を十分されるように注意喚起をしましてまいりますとともに、コロナ対策としてのワクチン接種率も上げて町民の命と暮らしを守る。このことを再認識し、第8波の感染拡大を乗り越えていきたいと考えておりますので、どうか御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、11月は大きなイベントが開催されました。コロナ禍の中での新しいイベント方法を取り入れ、本町の活性化を図るという目的で実施された文化祭、健康福祉まつり、ふれあい祭り等々大変大盛況の中、実施することができました。関係各位、皆様方の御尽力に対しまして感謝を申し上げたいと思います。

各イベントに参加いただいた多くの団体もちょうど3年ぶりの活動ということで、また元気を取り戻していただきましたし、町の活性化も図られたと思いますし、行政と一体となったまちづくりに向けて大いに盛り上がったイベントになったということで、大変私も安堵しているところでございます。

また、昨日からですね、昨年を引き続きまして、イルミネーションのイベントが始まりまして、昨日、オープニングセレモニーを行いました。大変多くの皆さんに昨晩も参加をいただきました。このコロナウイルス対応で暗くなっている人々の心。これをイルミネーションによって少しでも明るく保っていただきたいということで、1月15日まで予定をしておりますので、楽しんでいただければと思っております。

また、先般11月22日には、3年に一度の中学生議会が開催されました。中学生議員から執行部に対しまして意見や提言をいただきました。皆さんのまちづくりに対する熱い思い、そして、鋭い視点からの提案。いずれもすばらしく、しっかり受けとめさせていただきました。

現在ですね、御承知のように、このロシアのウクライナ侵攻をはじめとして、今、世界全体がまさに先行きの見えない激動の中を私たちは生きていると言われております。こうし

た状況の中、新しい時代に向かって進んでいくためにも、また、この小さな五霞町がキラリと輝き続けるまちであるためにも、小規模自治体であることを生かして、住民の信頼を堅固なものにし続けること。これが重要ではないかと思えます。そのためにも、本町の住民の暮らしを広く、深く見つめ、課題を見つけるためにも、より幅広くですね、住民、女性、また若者、そして子供たちの声を聞くということが大切だということを改めて中学生議会を通じて実感をいたしましたし、この厳しい時代の今日を乗り越えるためにも常に住民と向き合い手を携えて住民全体で考えることができる役場職員であるように、職員のほうにもお願いをさせていただきました。今後もしっかりと行政運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、今回の定例会でございしますが、執行部といたしましては、条例の制定及び改正が7件、また令和4年度一般会計及び特別会計等の補正予算が4件、合計11件を御提案させていただきます。詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（新井 庫君）これから本日の会議を開きます。

会議規則第20条による議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（新井 庫君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、3番 江森美佐雄君、9番 鈴木喜一郎君の2名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（新井 庫君）日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日12月5日から12月12日までの8日間といたしたいと思っておりますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期を本日 12 月 5 日から 12 月 12 日までの 8 日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（新井 庫君）日程第 3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定に基づく例月出納検査の監査結果について、地方自治法第 235 条の第 2 第 3 項の規定に基づき監査委員より報告がありましたので、その写しを配布しております。後ほど御確認ください。

また、令和 4 年第 3 回定例会において可決いたしました教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持にかかわる意見書は、令和 4 年 9 月 16 日付けで衆参両院議長、内閣総理大臣へ提出いたしました。

続きまして、地方自治法 121 条の規定による本日の議案説明員を報告いたします。町長、副町長、教育長、各課長等が出席しています。

また、写真撮影のため、まちづくり戦略課 金谷主査の入場を許可しております。

傍聴席の皆様をお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため座席の間隔及び検温、マスク着用等の御理解、御協力をお願いいたします。また、本日の会議は、役場庁舎内で映像配信を行うとともに、後日、ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第 60 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）これより議事に入ります。

初めに、議案第 60 号 五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 60 号 五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について御提案申し上げます。

多様化する行政課題の対応を目的に、専門的な知識経験等を有する民間人等について任期を定めて採用し、公務に資する必要な部外人材の活用を図るため、新たに条例を制定するも

のでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 60 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号 五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 61 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 61 号 五霞町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 61 号 五霞町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について御提案申し上げます。

地方公共団体の事務事業と密接な関連を有する業務を行う公益的法人等のうち、人的援助が必要な職員派遣手続について、法規定に基づき新たに条例を制定するものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 61 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号 五霞町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 62 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 62 号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 62 号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

中央最低賃金審査会における本年の引き上げ決定を受け、茨城県の最低賃金も本年 10 月 1 日より 879 円から 911 円に引き上げられました。

会計年度任用職員の賃金について改正後の最低賃金を下回らないよう、例月及び期末手当の差額を補てんするため条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 62 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 63 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 63 号 五霞町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 63 号 五霞町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

令和 2 年 12 月に内閣府から発出された地方公共団体の行政手続における押印見直しマニュアル、これに基づき、行政手続等の簡素化及び効率化を図るため条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 63 号は、会議規則第 37 条の規定によりお手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号 五霞町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第64号 五霞町議会議員及び五霞町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第64号 五霞町議会議員及び五霞町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

改正消費税法及び昨今の物価変動を踏まえ、選挙運動に係る自動車の使用、ポスター作成など公営等に要する経費の限度額が引き上げられました。公職選挙法施行令の改正に準じ、条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第64号は、会議規則第37条の規定によりお手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）異議なしと認めます。

よって、議案第64号 五霞町議会議員及び五霞町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第65号 五霞町医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第65号 五霞町医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

について御提案申し上げます。

医療保険を使用し病院等を受診した際にかかる自己負担分の一部を助成する医療費助成事業ですが、条件となる所得制限を撤廃し、対象者をふやすことにより、安心して子育てができる少子化対策の一助とするため条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 65 号は、会議規則第 37 条の規定によりお手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号 五霞町医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 66 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 66 号 五霞町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 66 号 五霞町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

下水道事業における経営の健全化、財務状況の明確化及び施設の効率的な維持管理を図ることを目的として、公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用するため条例の一部を改正するものでございます。

本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 66 号は、会議規則第 37 条の規定によりお手元へ配付いたしております。常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号 五霞町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 67 号～議案第 70 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第 67 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 5 号）、議案第 68 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 69 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）及び議案第 70 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 3 号）までは、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号から議案第 70 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 67 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 5 号）、議案第 68 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 69 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 70 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして一括して御提案を申し上げます。

初めに、議案第 67 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 5 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,811 万 3,000 円を追加して、総額をそれぞれ 52 億 2,458 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 68 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）ですが、

既定の歳入歳出予算の総額の増減はございませんが、歳出予算内での補正を行うものでございます。

次に、議案第 69 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 577 万円を追加し、総額をそれぞれ 2 億 2,479 万 1,000 円とするものでございます。

次に、議案第 70 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 3 号）ですが、収益的収入及び支出において収入、支出ともに 784 万 2,000 円を追加するものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 67 号から議案第 70 号までは会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号 令和 4 年度五霞町一般会計補正予算（第 5 号）、議案第 68 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 69 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）及び議案第 70 号 令和 4 年度五霞町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ附託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（新井 庫君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午前 10 時 38 分

